

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 目的の改正

この法律の目的において、都市の再生を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することとするのと。

(第一条関係)

第二 都市再生基本方針の見直し

都市再生基本方針は、都市の再生を実現し、併せて都市の防災に関する機能を確保することができるものとなるよう定めなければならないものとする。

(第十四条関係)

第三 地域整備方針の見直し

地域整備方針は、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全を確保することができるものとなるよう定めなければならないものとする。

(第十五条関係)

第四 都市再生緊急整備協議会の構成員の見直し

国の関係行政機関等の長が、協議して、都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）に加えることができる者に、都市再生緊急整備地域内の建築物の所有者、管理者若しくは占有者又は鉄道事業者を

加えるものとする。

(第十九条関係)

第五 都市再生安全確保計画の作成等

一 協議会は、地域整備方針に基づき、都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設（以下「都市再生安全確保施設」という。）の整備等に関する計画（以下「都市再生安全確保計画」という。）を作成することができるものとする。

二 都市再生安全確保計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

1 都市再生安全確保施設の整備等を通じた大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

2 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備に関する事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項

3 2に規定する事業により整備された都市再生安全確保施設の適切な管理のために必要な事項

4 都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修その他の大規模な地震が発生した場合における滞

在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項

5 大規模な地震が発生した場合における滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務及びその実施主体に関する事項

6 1から5までのほか、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項

三 都市再生安全確保計画は、防災業務計画及び地域防災計画との調和が保たれたものでなければならぬものとする。

四 都市再生安全確保計画は、国の関係行政機関等の長及び二、四又は五の事業又は事務の実施主体として記載された者の全員の合意により作成するものとする。

五 協議会は、都市再生安全確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。

六 都市再生安全確保計画の作成に関する規定は、都市再生安全確保計画の変更について準用するものとする。

七 都市再生安全確保計画に記載された事業又は事務の実施主体は、当該都市再生安全確保計画に従い、事業又は事務を実施しなければならないものとする。

(第十九条の十三及び第十九条の十四関係)

第六 都市再生安全確保施設の整備に関する事業等に係る建築確認等の特例

一 建築確認等の特例

協議会は、都市再生安全確保計画に建築物の建築等に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、建築主事等に協議し、その同意を得ることができるものとし、当該同意を得た事項が記載された都市再生安全確保計画が公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する確認済証の交付等があったものとみなすものとする。

(第十九条の十五関係)

二 建築物の耐震改修の計画の認定の特例

協議会は、都市再生安全確保計画に建築物の耐震改修に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、所管行政庁に協議し、その同意を得ることができるものとし、当該同意を得た事項が記載された都市再生安全確保計画が公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する

建築物の耐震改修の計画の認定があつたものとみなすものとする。

(第十九条の十六関係)

第七 都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等の容積率の特例

一 都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等について容積率の特例を設けるものとする。

二 協議会は、都市再生安全確保計画に都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等に係る容積率の特例を受ける建築物の建築等に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、特定行政庁に協議し、その同意を得ることができるとし、当該同意を得た事項が記載された都市再生安全確保計画が公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る建築物についての容積率の特例に係る認定があつたものとみなすものとする。

(第十九条の十七関係)

第八 都市公園の占用の許可の特例

協議会が、都市再生安全確保計画に都市公園に設けられる一定の都市再生安全確保施設の整備に関する事業に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者の同意を得ることができるものとし、当該都市再生安全確保計画が公表された日から二年以内に当該都市再生安全確保施設について当該都市公園の占用の許可の申請があつた場合は、当該公園管理者は、その占用の許可をするも

のとする事。

(第十九条の十八関係)

第九 都市再生歩行者経路協定等に係る都道府県知事の同意協議の廃止

建築主事を置かない市町村の市町村長の都市再生歩行者経路協定等の認可に係る都道府県知事への同意を要する協議を廃止するものとする事。
(第四十五条の四関係)

第十 都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設

一 退避経路協定

1 土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された事項に係る退避経路の整備又は管理に関する協定(以下「退避経路協定」という。)を、市町村長の認可を受けて締結することができるものとする事。

2 1の認可の公告のあった退避経路協定は、その公告のあった後において当該退避経路協定の区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする事。(第四十五条の十三関係)

二 退避施設協定

1 土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された事項に係る退避施設

の整備又は管理に関する協定（以下「退避施設協定」という。）を、市町村長の認可を受けて締結することができるものとする。

2 1の認可の公告のあった退避施設協定は、その公告のあった後において当該退避施設協定の区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。 （第四十五条の十四関係）

三 管理協定

1 地方公共団体は、都市再生安全確保計画に記載された事項に係る備蓄倉庫を自ら管理する必要があると認めるときは、その所有者等との間において管理協定を締結し、当該備蓄倉庫の管理を行うことができるものとする。

2 公告のあった管理協定は、その公告のあった後において備蓄倉庫の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。 （第四十五条の十五から第四十五条の二十まで関係）

第十一 その他所要の改正を行うものとする。

第十二 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする事。

(附則第二条及び第三条関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、改正後の都市再生特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする事。

(附則第四条関係)